

宇治市市税条例等の一部改正の概要について

1. 個人市民税関係

(1) ひとり親に対する税制上の措置

①ひとり親控除の創設

- ・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の合計所得金額が 48 万円以下）を有する単身者（前年の合計所得金額が 500 万円以下）については「ひとり親控除」を適用する規定の整備。（令和 3 年 1 月 1 日施行）

②ひとり親の人的非課税措置の見直し

- ・平成 31 年度の税制改正により創設されたひとり親に対する非課税制度の見直しに伴う規定の整備。（令和 3 年 1 月 1 日施行）

(2) その他

- ①肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限を 3 年延長する規定の整備。（公布日施行）

- ②低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設に伴う規定の整備。（令和 3 年 1 月 1 日施行）

- ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限を 3 年延長する規定の整備。（令和 3 年 1 月 1 日施行）

2. 固定資産税関係

(1) 使用者を所有者とみなす制度の拡大に伴う規定の整備

- ・震災等により所有者が不明である場合に加え、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が 1 人も明らかとならない場合に、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとなることに伴う規定の整備。（公布日施行）

(2) 現に所有している者の申告の制度化に係る規定の整備

- ・登記簿又は補充課税台帳に土地又は家屋の所有者として登記又は登録がされている個人が死亡した場合、当該土地又は家屋の現所有者に対し、当該現所有者が現所有者であることを知った日の翌日から 3 月以内に、住所、氏名その他必要な事項を記載した申告書の提出を義務付けるための規定の整備。（公布日施行）

(3) 水力発電設備の課税標準の特例（わがまち特例）に係る規定の整備

- ・再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する水力発電設備で、発電出力 5,000 キロワット以上のものについて、課税標準の特例割合の参酌基準等が改正されたことを受け、特例割合を参酌基準どおり 4 分の 3 とする。（公布日施行）

3. たばこ税関係

○軽量な葉巻たばこの課税方式の段階的見直し

- ・軽量な葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本あたりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限り、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する規定の整備。(令和2年10月1日施行)
- ・令和3年10月1日以後においては、1本当たりの重量が1g未満の軽量な葉巻たばこの課税方式について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する規定の整備。(令和3年10月1日施行)

4. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

(1) 徴収猶予の特例

- ・徴収猶予の特例に係る手続の規定の整備。(公布日施行)

(2) 個人市民税関係

①イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用

- ・入場料払戻請求権を放棄した場合、「新型コロナウイルス感染症特例法」に規定する指定行事全てを、市民税の寄附金控除の対象とする規定の整備。(令和3年1月1日施行)

②住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

- ・平成31年度の税制改正により、消費税10%が適用される住宅取得等について一定の要件を満たした場合、通常10年間の控除期間を3年延長する制度において、対象者が新型コロナウイルス感染症の影響によって令和2年12月31日までに入居ができなかった場合の入居要件を1年延長することに伴い、控除終了年度を1年延長する規定の整備。(令和3年1月1日施行)

(3) 固定資産税関係

○生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長に係る規定の整備

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、中小事業者等が市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した一定の家屋及び構築物に対して課する固定資産税の課税標準を、3年間に限りゼロとする。(公布日施行)

(4) 軽自動車税関係

○軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- ・平成31年度の税制改正により、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に軽自動車を取得した場合の軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置が創設されたが、適用期限を6か月延長する規定の整備。(公布日施行)

5. その他

①法人税(国税)の申告方式見直しに伴う規定の整備。(令和4年4月1日施行)

②延滞金等の特例規定改正に伴う規定の整備。(令和3年1月1日施行)

③引用法令の条項ずれや文言等の修正。